

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第2（第13条関係）				
設備器具等使用料				
名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	（略）			
	拡声装置	1式1回	1,650	
	ハンドボール器具	1面1回	330	
	（略）			
	バレーボール器具	1面1回	330	
	移動観覧席	1台1回	610	
弓道場	冷暖房装置（観客席）	1時間	350	
	（略）			
多目的室	（略）			
	試合順序器	1式1回	660	
トレーニングルーム	冷暖房装置	1時間	1,030	
	（略）			
（略）				
共通	（略）			
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
	卓球台	1台1回	170	

<u>体操器具</u>	<u>1 種目 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>レスリングマット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>空手マット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>武道用マット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>フロアシート</u>	<u>1 枚 1 回</u>	<u>1 1 0</u>	
<u>格技用タイマー</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>球技用タイマー</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>システムカウンター</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
<u>ポータブルステージ</u>	<u>1 台 1 回</u>	<u>5 5 0</u>	
<u>ポータブルワイヤレスア ンプ (マイク付)</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>2 2 0</u>	
<u>シャワー室 (温水のみ)</u>	<u>1 室 1 回</u>	<u>5 5 0</u>	
	<u>1 人 1 回</u>	<u>1 0 0</u>	

備考

(略)

改正前

別表第 2 (第 1 3 条関係)

設備器具等使用料

名称	種別	単位	金額 (円)	備考
アリーナ	(略)			
	拡声装置	1 式 1 回	1, 6 5 0	
	<u>シャワー室 (温水のみ)</u>	<u>1 室 1 回</u>	<u>5 5 0</u>	
		<u>1 人 1 回</u>	<u>1 0 0</u>	
	ハンドボール器具	1 面 1 回	3 3 0	
	(略)			
	バレーボール器具	1 面 1 回	3 3 0	
	<u>卓球台</u>	<u>1 台 1 回</u>	<u>1 7 0</u>	
	<u>体操器具</u>	<u>1 種目 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
	<u>レスリングマット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	
	<u>空手マット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>6 6 0</u>	

	<u>フロアシート</u>	<u>1枚1回</u>	<u>110</u>	
	<u>格技用タイマー</u>	<u>1式1回</u>	<u>660</u>	
	<u>システムカウンター</u>	<u>1式1回</u>	<u>660</u>	
	<u>球技用タイマー</u>	<u>1式1回</u>	<u>660</u>	
	移動観覧席	1台1回	610	
	<u>ポータブルステージ</u>	<u>1台1回</u>	<u>550</u>	
	<u>ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）</u>	<u>1式1回</u>	<u>220</u>	
弓道場	冷暖房装置（観客席）	1時間	350	
	（略）			
多目的室	（略）			
	試合順序器	1式1回	660	
	<u>ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）</u>	<u>1式1回</u>	<u>220</u>	
	<u>武道用マット</u>	<u>1式1回</u>	<u>660</u>	
トレーニングルーム	冷暖房装置	1時間	1,030	
	（略）			
	（略）			
共通	（略）			
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
備考	（略）			

第2条 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この規則は、四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号。以下	第1条 この規則は、四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号。以下

「条例」という。) 第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 四日市市総合体育館(以下「総合体育館」という。)の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更することができる。

(1) (略)

(2) 整備等のため指定管理者が特に必要があると認める日

(個人使用に供する使用日)

第3条 個人使用に供する使用日は、1月4日から12月28日の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、期間を変更することができる。

2 前項により、指定管理者が個人使用に供する日を定めたときは、総合体育館に掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定によ

「条例」という。) 第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 四日市市総合体育館(以下「総合体育館」という。)の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、休業日を変更することができる。

(1) (略)

(2) 整備等のため市長が特に必要があると認める日

(個人使用に供する使用日)

第3条 個人使用に供する使用日は、1月4日から12月28日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、期間を変更することができる。

2 前項により、市長が個人使用に供する日を定めたときは、総合体育館に掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によ

り総合体育館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) (略)

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(許可の順位)

第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、1及び2の項に該当する場合同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、指定管理者が調整を行い順位を決定する。

(2) (略)

(許可の制限)

第6条 専用使用の場合において、使用

り総合体育館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) (略)

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(許可の順位)

第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、1及び2の項に該当する場合同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、市長が調整を行い順位を決定する。

(2) (略)

(許可の制限)

第6条 専用使用の場合において、使用

期間が引き続き5日以上にわたるときは、使用を許可しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第7条 申請者で四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書(第2号様式)により指定管理者に申請し、システム利用者登録済証(第3号様式。以下「登録済証」という。)の交付を受けなければならない。ただし、既に登録済証の交付を受けているものは、この限りでない。

2 (略)

3 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、指定管理者に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、登録を抹消するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前各号のほか、指定管理者等が登録者として不適当と認めたとき。

5 指定管理者等は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要がある

期間が引き続き5日以上にわたるときは、使用を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第7条 申請者で四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書(第2号様式)により市長に申請し、システム利用者登録済証(第3号様式。以下「登録済証」という。)の交付を受けなければならない。ただし、既に登録済証の交付を受けているものは、この限りでない。

2 (略)

3 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、市長に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録を抹消するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前各号のほか、市長が登録者として不適当と認めたとき。

5 市長は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、シ

ときは、システムを一時停止することができる。

(仮予約の申請)

第8条 指定管理者は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2 及び 3 (略)

4 指定管理者が特に必要があると認めるときは、仮予約開始日を変更することができる。

(使用の許可)

第9条 指定管理者は、総合体育館の使用を許可したときは、専用使用の場合にあつては四日市市公共施設使用許可書(第4号様式)を、個人使用の場合にあつては、四日市市総合体育館個人使用券(第5号様式から第7号様式まで)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更等)

第10条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第8号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人使用

システムを一時停止することができる。

(仮予約の申請)

第8条 市長は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2 及び 3 (略)

4 市長が特に必要があると認めるときは、仮予約開始日を変更することができる。

(使用の許可)

第9条 市長は、総合体育館の使用を許可したときは、専用使用の場合にあつては四日市市公共施設使用許可書(第4号様式)を、個人使用の場合にあつては、四日市市総合体育館個人使用券(第5号様式から第7号様式まで)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更等)

第10条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第8号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人使用

に係る使用許可については、口頭で指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第 1 1 条 条例第 9 条の規定による利用料金は、指定管理者の発する利用料金請求書によって納付しなければならない。ただし、個人使用に係る利用料金の納入の通知は、口頭で行うものとする。

(利用料金の減免)

第 1 2 条 利用料金の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書（第 9 号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

(設備器具等の利用料金)

第 1 3 条 条例第 9 条第 2 項の規定による総合体育館の設備器具及び備付物品の利用料金の上限額は、別表第 2 に定める額とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合の総合体育館の設備器具及び備付物品の利用料金は、規定の 1 0 0 分の 5 0 の額とする。この場合において、その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 条例別表第 1 に規定する専用利

に係る使用許可については、口頭で市長に申請しなければならない。

(使用料の納付)

第 1 1 条 条例第 7 条の規定による使用料は、市長の発する納入通知書によって納付しなければならない。ただし、個人使用に係る使用料の納入の通知は、口頭で行うものとする。

(使用料の減免)

第 1 2 条 使用料の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料減免申請書（第 9 号様式）に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(設備器具等の使用料)

第 1 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による総合体育館の設備器具及び備付物品の使用料は、別表第 2 に定める額とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合の総合体育館の設備器具及び備付物品の使用料は、規定の 1 0 0 分の 5 0 の額とする。この場合において、その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 条例別表第 1 に規定する専用使



利用料金に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体

(2) 条例別表第2に規定する個人利用料金に係る使用 市内の心身障害者で受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したもの

(3) (略)

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
自己の責めによらない理由で総合体育館の使用ができなくなったとき。	<u>利用料金</u> の全額
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、 <u>指定管理者</u> が相当の理由があると認めた	<u>利用料金</u> の全額

用料に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体

(2) 条例別表第2に規定する個人使用料に係る使用 市内の心身障害者で受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したもの

(3) (略)

(使用料の還付)

第14条 市長は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料(設備器具及び備付物品の使用料を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
自己の責めによらない理由で総合体育館の使用ができなくなったとき。	<u>使用料</u> の全額
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、 <u>市長</u> が相当の理由があると認めたとき。	<u>使用料</u> の全額

とき。	
使用日の5日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、 <u>指定管理者</u> が相当の理由があると認めるとき。	既納の <u>利用料金</u> から取消料(利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

2 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に使用許可書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外の物を使用しないこと。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、許可を受けた設備器具又は備付物品以外を使用することができる。

(5) (略)

使用日の5日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、 <u>市長</u> が相当の理由があると認めるとき。	既納の <u>使用料</u> から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に使用許可書を添えて市長に申請しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外の物を使用しないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、許可を受けた設備器具又は備付物品以外を使用することができる。

(5) (略)

<p>(6) その他<u>指定管理者</u>の指示する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第16条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(特別設備の申請)</p> <p>第17条 条例<u>第14条</u>の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、<u>指定管理者</u>に対し、文書で申請しなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第19条 使用者は、建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して、<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用後の届出)</p> <p>第20条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出て係員の点検を受けなければならない。</p>	<p>(6) その他<u>市長</u>の指示する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(特別設備の申請)</p> <p>第17条 条例<u>第12条</u>の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、<u>市長</u>に対し、文書で申請しなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第19条 使用者は、建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用後の届出)</p> <p>第20条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに<u>市長</u>に届け出て係員の点検を受けなければならない。</p>
--	---

改正後				
別表第2 (第13条関係)				
設備器具等利用料金の上限額				
名称	種別	単位	金額 (円)	備考

アリーナ	照明装置（500 L X）		アリーナの一部を利用する場合において、アリーナ床面積の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の <u>利用料金</u> は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
	照明装置（750 L X）		
	照明装置（1,000 L X）		
	照明装置（1,500 L X）		
	（略）		
（略）			

備考

- 1 （略）
- 2 照明装置を半時間利用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50とする。
- 3 備考に規定する場合において、利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前				
別表第2（第13条関係）				
設備器具等使用料				
名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	照明装置（500 L X）			アリーナの一部を利用する場合において、アリーナ床面積の4分の3、

	照明装置（750 L X）		3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の <u>使用料</u> は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
	照明装置（1,000 L X）		
	照明装置（1,500 L X）		
	（略）		
（略）			

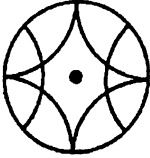
備考

- 1 （略）
- 2 照明装置を半時間利用する場合の使用料は、規定料金の100分の50とする。
- 3 備考に規定する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第6号様式から第9号様式までを次のように改める。

第6号様式（第9条関係）


（表紙表）

四日市市総合体育館共通回数使用券		No.
使用できる施設	四日市市総合体育館	アリーナ・弓道場・多目的室
有効期間	年 月 日まで	
	円	
	（上記金額には消費税を含んでいます。）	
	※ 本券切離し無効	
	指定管理者	

（表紙裏）

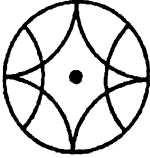
<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚</li><li>2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。</li><li>3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。</li><li>4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。</li><li>5 本券発行後の払戻しはできません。</li></ol>	
---	--

（回数使用券）

	<p>四日市市総合体育館アリーナ・弓道場・多目的室 回数使用券</p> <p>使用日                      退場時刻</p>
	

第7号様式（第9条関係）

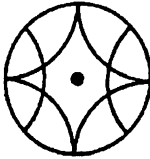
（表紙表）

四日市市総合体育館共通回数使用券		No.
使用できる施設	四日市市総合体育館 トレーニングルーム	
有効期間	年 月 日まで	
		円
	（上記金額には消費税を含んでいます。）	
	※ 本券切離し無効	
	指定管理者	

（表紙裏）

<p>注 意 事 項</p> <p>1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚</p> <p>2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。</p> <p>3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。</p> <p>4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。</p> <p>5 本券発行後の払戻しはできません。</p>	
--	--

（回数使用券）

	四日市市総合体育館トレーニングルーム 回数使用券
使用日	退場時刻
	

第8号様式（第10条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者

住所

電話番号

次のとおり、利用料金の変更（取消）・還付を申請します。

施設	
----	--

調	定	額	納	入	済	額	還	付	対	象	額
		円				円					円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額							円



第9号様式（第12条関係）

四日市市公共施設利用料金減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、利用料金の減免を受けたいので申請します。

受 付 番 号			
施 設			
施 設 内 の 場 所			
利 用 目 的			
(行事名称)			
利 用 日 時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分		
利 用 料 金	減 免 前 利 用 料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減 免 理 由			

附 則

この規則中第1条の規定は、令和4年2月1日から施行し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)